

令和8年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月9日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	8 番	川 島 功 士
副 議 長	3 番	竹 中 光 重
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	9 番	田 島 清 美
〃	10 番	伏 屋 隆 男

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長 兼水道課長	後 藤 英 司
教育文化部長 兼教育文化課長 兼学校給食センター所長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	松 本 好 春
総務課長	宮 川 雅 人
建設課長	永 見 幸 広

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田 島 明
書 記	臼 田 初 穂

1. 議事日程（第1号）

令和8年6月9日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第3号選挙 木曽川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 日程第5 第1号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 第2号報告 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 第3号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 日程第8 第28号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第9 第29号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 第30号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第11 第31号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第12 第32号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第13 第33号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第14 第34号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 第35号議案 笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 日程第16 第36号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 第37号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 第38号議案 令和8年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 第39号議案 令和8年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 第40号議案 令和8年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和8年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川島功士君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 關 谷 樹 弘 議員

10番 伏 屋 隆 男 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（川島功士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（川島功士君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島 明君） 諸般の報告。監査委員より、令和8年3月分、令和8年4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

なお、4月分につきましては、令和7年度分、令和8年度分に分かれておりますので、それぞれについて配付いたしております。以上です。

○議長（川島功士君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で道路（舗装）修繕工事（第16号、第17号）、以上2件であり、契約金額、契約の相手方、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから4ページをお目通しください。以上であります。

○議長（川島功士君） 以上、御了承願います。

日程第4 第3号選挙について

○議長（川島功士君） 日程第4、第3号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

なお、この選挙は令和8年7月3日をもって当該組合議会議員の任期が満了することに伴うものであります。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名をいたします。木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づく者、田島清美議員、伊神和弘議員。関係市町の長の推薦に基づかない者、關谷樹弘議員、高橋伸治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人を定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました全員が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定により告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会事務局長（田島 明君） 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者、関係市町の長の推薦に基づく者、氏名、田島清美、住所、羽島郡笠松町米野9番地、生年月日、昭和41年12月20日。氏名、伊神和弘、住所、羽島郡笠松町大池町27番地の1、生年月日、昭和31年8月10日。関係市町の長の推薦に基づかない者、氏名、關谷樹弘、住所、羽島郡笠松町西宮町122番地、生年月日、昭和42年6月21日。氏名、高橋伸治、住所、羽島郡笠松町北及2020番地、生年月日、昭和24年8月26日。

日程第 5 第 1 号報告から日程第 7 第 3 号報告及び日程第 8 第 28 号議案から日程第 20 第 40 号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第 5、第 1 号報告から日程第 7、第 3 号報告までの 3 報告、日程第 8、第 28 号議案から日程第 20、第 40 号議案までの 13 議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明をお願いします。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、繰越明許費繰越計算書の報告ほか 2 件の報告案件 3 件、専決処分の承認 4 件、笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意のほか 2 件の人事案件 3 件、笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例ほか 1 件の条例案件 2 件、令和 8 年度笠松町一般会計ほか 3 件の補正予算 4 件、以上報告を含め 16 件であります。

このうち、議案書 34 ページ、第 32 号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の高橋近韋氏の任期 3 年が令和 8 年 7 月 20 日をもって満了することに伴い、引き続き同委員として選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書 35 ページの第 33 号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の久納万里子氏の任期 4 年が令和 8 年 7 月 24 日をもって満了することに伴い、引き続き同委員に任命するため、町議会の同意を求めるものであります。

また、議案書 36 ページの第 34 号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会委員の任期 3 年が令和 8 年 7 月 31 日をもって満了することに伴い、新たに農業委員の推薦、募集を実施したところ、推薦、応募のあった 15 人の候補者について、議会の同意を得て任命するものであります。

そのほかの案件については、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（川島功士君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の 2 ページから 3 ページにわたります第 1 号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、報告をさせていただくものでございます。

3 ページを御覧ください。

防災行政無線管理事業（同報系）以下、表記の 10 事業で、事業費は 3 億 6,917 万 8,000 円のうち 2 億 6,122 万 7,000 円を令和 8 年度に繰越しさせていただきました。

詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案書の４ページから５ページ、第２号報告 事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第150条第３項の規定に基づき報告するものでございます。

５ページを御覧ください。

道路修繕事業で円城寺96号線道路修繕工事におきまして、工事を遂行する中で近隣関係者との調整及び検討の必要が生じ、翌年度に完成見込みとなったことによるもので、1,016万4,000円を繰越しさせていただいております。

続きまして、議案書の６ページから７ページ、第３号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき報告するものでございます。

７ページを御覧ください。

松枝処理分区管渠埋設工事で、令和７年度予算計上額２億4,078万7,000円、全額を令和８年度へ繰り越しました。繰越額の財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の８ページから18ページ、議案資料では５ページから33ページにわたります。

第28号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布されたことに伴いまして、所要の規定整備を行うため専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案資料の５ページのほうを御覧いただきたいと思います。

主な改正内容について御説明をいたします。

なお、適用期限の延長などにつきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、１つ目が軽自動車税の関係でございます。環境性能割を廃止するというものでございます。

環境性能割は、令和元年の消費税率の引上げ時に自動車取得税が廃止となり、その代わりに自動車・軽自動車の燃費性能に応じまして３輪以上の小型自動車及び普通自動車を取得したときに課税されることとなったものでございます。

今般、米国関税措置の影響を勘案し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和８年３月31日をもって廃止することとされました。これに伴いまして、軽自動車税種別割という名称を軽自動車税という名称に変更することといたします。

なお、これに伴います減収分につきましては、令和８年度は地方特例交付金によりまして全額補填されてくるというものでございます。

続きまして、個人の町民税関係の1つ目でございます。

所得割の課税標準額の見直しということで、こちらは個人町民税県民税の配当課税につきまして、納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当、いわゆる特定大口株主配当につきまして、現在は総合課税となっておりまして、この対象とした上で、個人町民税県民税の配当割の対象とするものでございます。

具体的には、表記のとおり、課税方式につきましては総合課税のままでございますが、配当等の支払い時におきまして、従前は特別徴収をしておりましたが、改正後におきましては5%の特別徴収をすることとするものでございます。

適用開始は、令和8年4月1日以降に支払いを受ける配当が対象となるものでございます。

続きまして、寄附金税額控除における、こちら法律改正の影響という記載をさせていただいております。

こちらは、具体的にはちょっと6ページのほうの参考というところを御覧いただきたいんですが、従来は復興特別所得税ということで所得税額の2.1%が賦課されておりました。今度新たに防衛特別所得税というのが新設されまして、こちらの税率が1%ということで、令和9年度以降から当分の間課税されることとなりました。こういったことの兼ね合いから、この1%相当額を復興特別所得税のほうは引き下げまして、合計では従前と同様の所得税額の2.1%を徴収するというような改正がなされております。

これを受けまして、寄附金の税額控除、5ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、法の改正前におきましては、計算式の中で復興特別所得税率2.1%であったものが、改正後におきましては、復興特別所得税率と防衛特別所得税率、トータルで2.1%、こういったような計算式の変更がなされてくるというものでございます。

続きまして、6ページのほうの7番目でございます。ふるさと納税の見直しについてでございます。

こちらは、ふるさと納税に係る寄附金の税額控除の特例控除額の控除限度額を個人町民税県民税の所得割額の2割と193万円、いずれか低い金額とするという改正をさせていただくものでございます。

現行では、こちら所得割額の2割という定率の上限をもってのみ規定をさせていただいておりました。こちらは上限額が定率でございますので、所得が高くなるに比例しまして、返礼品との組み合わせることで高額所得者ほど大きな節税効果が生じるということで、高所得者優遇との指摘があったところでございます。こういった背景を受けまして、定額の193万円、いずれか低い金額ということを規定することで、こういったような部分を解消していこうというものでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、この193万円というのは、給与収入者に置き換えますと、収入額で1億円の方が大体193万円というところに該当してくるというものでございます。

続きまして、7ページのほうの10番で記載してございます暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備でございます。

こちらのほうは、個人町民税県民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得、雑所得につきましては、現行では総合課税の対象となっておりますでしたが、今回、他の所得と分離し、100分の3の税率によりまして所得割を課することとするものでございます。

続きまして、その下、固定資産税の関係でございます。

1つ目は、免税点の見直しということで、物価指数等の上昇を踏まえまして、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げをするものでございます。令和9年度分以降から適用するものでございます。

その下、わがまち特例の関係でございます。

1つ目の再生可能エネルギーの関係につきましては、主に適用期限の延長でございますので、省略させていただきます。

イの改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額特例措置、こちらのほうはバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の税額を軽減するものでございますが、対象の資産につきましては表記のとおりで、減額割合は3分の1、こちらのほうは参酌基準どおりの減額割合でございます。

なお、軽減期間については、表記のとおり期間を設定させていただいているというものでございます。

以上が今回の税条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議案書の19ページから23ページ、議案資料では34ページから38ページにわたります第29号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行及び地方税法施行令の改正に伴いまして、所要の規定整備を行うため、専決処分をいたしましたので、承認を求めるものでございます。

改正内容は2つございまして、まず1点目は、令和8年度から創設されました子ども・子育て支援納付金の徴収開始に伴い、課税限度額及び減額に係る規定を追加するというものでございます。

もう一点は、国民健康保険税につきまして、基礎課税額に係る課税限度額を現行の66万円から67万円に引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の世帯判定所得の引

上げを行わせていただいております。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案書の24ページから28ページにわたります第30号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

令和8年5月8日に専決させていただきました令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）で、補正額は282万2,000円の増額補正でございます。

28ページを御覧ください。

歳出の第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費で、第17節 備品購入費で機械器具費といたしまして282万2,000円を増額させていただきました。

標準準拠システムへの移行延伸に伴いまして、全体スケジュールが大幅に変更されたことから、当初予算の編成時点では、検証及び研修用端末の必要台数及び調達時期等を確定することができませんでしたが、4月に入りましてスケジュールが確定いたしましたので、7月より実機を用いた操作研修の実施が必要となったため、研修用端末8台を購入させていただくものでございます。

なお、財源につきましては、前年度からの繰越金282万2,000円を充当させていただいております。

続きまして、議案書の29ページから33ページにわたります第31号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてでございます。

前議案と同様に、令和8年5月19日に専決処分をさせていただきました令和8年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）で、補正額は156万4,000円の増額補正でございます。

33ページのほうを御覧ください。

歳出の第9款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費の14節 工事請負費で、中学校校舎修繕等工事請負費を156万4,000円増額させていただきました。

笠松中学校の東舎におきましてガス漏れが確認されたため、ガス管の入替え工事等を行うべく補正をさせていただいたものでございます。

なお、財源につきましては前年度からの繰越金156万4,000円を充てさせていただきました。

続きまして、議案書の38ページから40ページにわたります第35号議案 笠松町中小企業・小規模企業振興基本条例についてであります。

本町の中小企業者及び小規模企業者は、地域経済や雇用を支える重要な存在であります。近年の人手不足や物価高騰のほか、事業承継の問題など、経営環境は厳しさを増している状況に

ございます。このため、中小企業等の振興に関して、町、中小企業者等、商工会、金融機関及び町民が連携し、地域全体で支える体制を早急に構築する必要があります。

このようなことから、第1条の目的に記載のとおりでございますが、中小企業及び小規模企業が本町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町、中小企業者等、商工会及び金融機関の役割を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる方針を定め、中小企業等の振興に関する施策を推進することにより、中小企業等の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資することを目的といたしまして、本条例を制定させていただくものでございます。

10条立ての新規条例でございまして、第1条では、ただいま申し上げました目的を規定しております。第2条では用語の定義を、第3条では基本理念を、第4条から第7条では町及び中小企業者等、商工会、金融機関のそれぞれの役割を規定するとともに、第8条におきましては町民の理解と協力、第9条では施策の基本方針を規定し、第10条では委任事項を規定させていただいているところでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からであります。

続きまして、議案書の41ページ、第36号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

出入国管理及び難民認定法の一部改正において、在留カードと個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードでございますが、この機能を有した特定在留カードの発行が可能となったため、各種証明書のコンビニ交付サービスの多機能端末機による証明書の申請受付に対応するための規定整備を行うものでございます。

特別永住者が所持いたします特別永住者証明書もマイナンバーカードと一体化し、特定特別永住証明書として発行をされるものでございます。

現行法下におきましては、在留カードとマイナンバーカードに関する手続がそれぞれ別の行政機関で行う必要がありますが、特定在留カード等に係る手続の一元的処理が可能となることで、在留外国人の皆様には利便性の向上と行政運営の効率化が図られるというものでございます。

続きまして、議案書の42ページから56ページにわたります第37号議案 令和8年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は753万2,000円の増額補正であります。

それでは、歳出から御説明いたしますので、51ページを御覧ください。

まず、今回の補正理由の一つでございます人件費の補正について御説明を申し上げたいと思います。

令和8年4月1日付の職員異動等に伴う人件費でございますが、退職によりまして職員数が

3人ほど減となったこと等もございまして、合計では3,027万7,000円の減額となっております。一方で、これを受けまして、執務人員体制確保の観点から、会計年度任用職員の任用により対応させていただいておる部分もございまして、こちらに係る増額分が416万8,000円ございます。差引きでは2,610万9,000円の減額といった状況となっております。

それでは、順次御説明を申し上げます。

51ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費の第3目 財産管理費の12節 委託料では、工事設計監理委託料で88万3,000円を計上させていただきました。松枝みなみ会館の空調設備更新に伴う設計監理をするものでございます。

こちらの財源といたしましては、緊急防災・減災事業債80万円を充てさせていただいております。

その下、14節 工事請負費では、庁舎防犯カメラ設置工事請負費として34万4,000円を計上させていただいております。宿直業務の委託に伴いまして、夜間のセキュリティ確保のため、庁舎内に防犯カメラを設置するに当たり、設置場所や台数を見直したことによる増額でございます。設置場所を、当初、宿直室のみから各執務室に変更するとともに、設置台数を1台から10台に変更をさせていただきます。

その下、第8目 諸費でございます。こちらのほうは18節 負担金補助及び交付金で地区集会所改修補助金ということで17万8,000円を計上させていただきました。北門間町内会から北門間会館の床修理に対する補助金の交付要望がございましたので、所要額を計上させていただきました。こちらは事業費の2分の1を補助させていただくというものでございます。

続きまして、52ページの第2項 企画費の第1目 企画総務費の13節 使用料及び賃借料では敷金で65万8,000円、内装監理費ということで33万円、合計98万8,000円を計上させていただきました。こちらのほうは、国の地域未来交付金を活用して実施を予定しております、ふらっと笠松の拡大整備に伴う増額をさせていただくものでございます。

続きまして、52ページの第4項 戸籍住民基本台帳費の12節 委託料で、戸籍システムの保守点検委託料で1万8,000円を計上させていただきました。こちらは戸籍システムのウイルス対策ソフト更新に伴い、増額をさせていただいたというものでございます。

ページのほう繰っていただきまして、53ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費の第5目 福祉医療費の12節 委託料で、情報センター委託料といたしまして19万8,000円を計上させていただきました。こちらは、マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認の実施に伴い、システムの改修をするための費用でございます。

続きまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の第1目 保健衛生総務費でございます。こちらのほうの第7節の報償費、乳幼児健診医師謝礼ということで70万円を増額計上させてい

ただいております。3歳児健診後のカンファレンスに小児科医が参加していただくことによる増額でございます。

それからその下、12節の委託料で産後ケア委託料ということで122万7,000円を増額計上させていただいております。こちらのほうは、宿泊型・デイサービス型ケア事業を実施いたしておりまして、こちらのほうは利用者の増加に伴い増額をさせていただくものでございます。

なお、こちらの事業の財源といたしまして、国・県から子ども・子育て支援事業補助金を92万1,000円、また、この目の中で会計年度任用職員の報酬等の増額に対しまして40万1,000円の補助金が交付見込みでございますので、合わせて132万2,000円を充てさせていただいているところでございます。

続きまして、54ページの第6款 商工費、第1項の商工費の第2目 商工業振興費の18節 負担金補助及び交付金でございますが、こちらのほうは創業者支援事業補助金で142万9,000円、創業者家賃助成金として24万円を増額させていただいております。いずれも申請見込みの増に伴い、増額をさせていただくものでございます。

御参考までに、創業者支援事業につきましては1件の見込みであったものが3件を見込み、増額させていただきました。家賃補助につきましては、1件見込みのところは2件見込みとなることに伴い、増額をさせていただいたというものでございます。

続きまして、55ページを御覧ください。

第7款 土木費の第4項 都市計画費、第1目の都市計画総務費の14節 工事請負費では、自転車駐車場防犯カメラ設置工事請負費として339万9,000円を計上させていただいております。令和8年3月24日に岐阜羽島警察署と締結いたしました自転車盗など身近な犯罪の抑止に向けた取組促進に関する協定に基づきまして、笠松駅周辺の自転車駐車場の防犯強化策といたしまして、防犯カメラの更新・整備を行う経費を計上させていただいたものでございます。

続きまして、その下の第9款 教育費、第1項 教育総務費の第1目 教育総務費で18節 負担金補助及び交付金で羽島郡二町教育委員会分担金ということで390万円を計上させていただいております。こちらは岐阜県の補助事業を活用いたしまして、松枝小学校で行います異学年集団による学び合い事業に対し支援するものでございます。

財源につきましてはただいま申し上げましたとおり、県の補助金、異学年集団による学び合い支援事業補助金390万円を充当させていただいております。

続きまして、同じく教育費の第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございます。こちらの13節 使用料及び賃借料では、パソコン機器使用料といたしまして146万4,000円を計上させていただいております。9月から校務支援システムの再構築に当たりまして、町や県のネットワークを介して運用する従来の方法から、クラウド上での運用に変わることで、マイクロソフトアカウントを使用したセキュリティー機能の設定が必要となることから、新たに有料ラ

イセンスの購入及び設定が必要となったことに伴う費用を計上させていただいたものでございます。3小学校分を計上させていただいております。

その次、その下14節の工事請負費では、小学校校舎修繕等工事請負費といたしまして、1,588万7,000円を計上させていただいております。こちらは松枝小学校のトイレ改修工事に係る部分でございます。建設物価ですとか労務費の上昇に加えまして、中東情勢の悪化により先行き不透明な部分はございますが、今後値上げを検討しているメーカーが多数ございましたり、使用する材料や製品によりまして、メーカーによっては既に受注の停止であるとか、入手困難になっている状況もございます。このようなことから、発注時までには価格変動をする場合も想定されるなど、工事費に大きく影響することが考えられることから、工事費を増額させていただいております。

なお、係る財源につきましては、学校教育施設等整備事業債1,330万円を充当させていただいております。

続きまして、その下の第2目 教育振興費では、総額で21万7,000円を計上させていただきました。こちらは岐阜県の補助事業を活用いたしまして、町内の小学生がふるさと魅力体験事業に参加する経費を計上させていただいております。

具体的には、笠松小学校5年生が10月23日にかかみがはら航空宇宙博物館とサラマンカホールコンサート鑑賞を、また下羽栗小学校4年生が11月16日に木曽三川公園とサラマンカホールコンサート鑑賞を予定しておるものでございます。係る傷害保険料でありますとか、バスの借り上げ料を計上させていただいております。

なお、係る財源には、先ほど申し上げました県の補助金、ふるさと魅力体験事業委託金21万4,000円を充当させていただいております。

続きまして、56ページの第3項 中学校費、第1目 学校管理費でございます。13節 使用料及び賃借料で、パソコン機器使用料といたしまして71万7,000円を増額させていただきました。こちらは先ほど小学校費で御説明申し上げましたように、校務システムの再構築に当たり必要となる費用を計上させていただいております。

その下の第17節 備品購入費で、管理用器具費といたしまして70万6,000円を計上させていただいております。こちらは企業版のふるさと納税の寄附金を活用いたしまして、授業や生徒会で使用するプロジェクター6台を購入する費用を計上させていただいております。

財源につきましては、かさまつ応援基金繰入70万円を充てさせていただいております。

以上が歳出についての御説明になります。

続きまして、歳入のうち、歳出の説明で触れなかった部分について御説明を申し上げたいと思います。

48ページをお開きいただきたいと思います。

第1款の町税につきましては、先ほど第28号議案で御説明いたしましたとおり、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴いまして、軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税に変更させていただき科目変更をさせていただいております。

その下の第14款 国庫支出金の第2項 国庫補助金、第5目 教育費国庫補助金では、小中学校費補助金といたしまして、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金で105万5,000円を計上させていただきました。

こちらはG I G Aスクール構想支援体制整備事業に対する補助金の交付決定に伴い、予算措置をさせていただいたものでございます。小学校費には79万2,000円、中学校費に26万3,000円を財源充当させていただいております。

続きまして、49ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰入金で1,415万8,000円減額をさせていただいております。

その下の第20款 諸収入では、第5項 雑入、第3目 雑入の高齢者保健事業委託金で30万円計上させていただきました。こちらは事業費の増額に伴いまして、委託金の収入見込みとなったことによるものでございます。

それでは引き続きまして、46ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらは第2表の債務負担行為の補正をさせていただいております。内容といたしましては、公共施設のLED化工事費用を10年のリース支払いとするため、債務負担行為の計上をさせていただくものでございます。

なお、令和8年度については支払い義務が生じず、令和9年度からの支払いとなるものでございます。

以上が一般会計の補正予算でございます。

続きまして、57ページから59ページにわたります第38号議案 令和8年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正額は120万6,000円の増額補正でございます。

59ページを御覧ください。

まず、1つ目の補正理由といたしましては、人事異動に伴います人件費の増額ということで、95万8,000円を増額させていただいております。

またもう一つ、同じく一般会計の中で、委託料で情報センター委託料24万8,000円を増額させていただいております。こちらにつきましては、子ども・子育て支援納付金制度の新設に対応すべく、事業月報及び実態調査の様式を変更するなど、システム改修に要する経費を増額させていただいているというものでございます。

なお、この事業に対する財源につきましては、特別調整交付金が10分の10で交付される見込

みとなっております。

続きまして、議案書の60ページから62ページにわたります第39号議案 令和8年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正額は26万6,000円の増額補正でございます。

62ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらは事務費の補正ということになるんですが、令和8年8月の資格確認書の年度更新に伴いまして、被保険者の皆様にはマイナ保険証の保有状況等に応じまして、資格情報のお知らせ、あるいは資格確認書を送付させていただくということで予算措置をさせていただいたところでございますが、その方針の見直しがございまして、送付対象者が変更となりました。

具体的には、普通郵便で送る方と簡易書留で送る方が対象者の変動がございまして、その変更によりまして通信運搬費が26万6,000円ほど不足することとなりましたので、要する費用を増額させていただいたというものでございます。

財源につきましては、一般会計からの繰入金で対応をさせていただくものでございます。

続きまして、議案書の63ページから69ページにわたります第40号議案 令和8年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

資本的収入補正額は14万8,000円の減額でございます。

今回、国庫補助金の減額に伴い、公共下水道事業債を増額補正させていただくもので、社会資本整備総合交付金の歳入額の減額が見込まれますため、減額分を企業債により措置させていただくというものでございます。

収入的資本の国庫補助金につきましては、194万8,000円を減額させていただきまして、3項の企業債におきまして、建設改良等企業債、公共下水道事業債を180万円増額させていただくという内容の補正を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。慎重に御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川島功士君） お諮りいたします。明6月10日から6月15日までの6日間は、議案精読のため休会とし、6月16日午前10時から本会議を再開したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明日6月10日から6月15日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（川島功士君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時57分

